

令和2年度 教育委員会

(第5回定例会)

開催日 令和2年8月4日



福岡市

福岡市教育委員会

令和 2 年度 8 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 2 年 8 月 4 日(火)午後 2 時 00 分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名 (8月議事録：中島委員、芦澤職務代理)

4 教育長の報告

5 各課からの報告

6 議事

議案第 8 号

笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業実施要綱について

議案第 9 号

笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業における職員設置要綱について

議案第 10 号

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱について

議案第 11 号

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱について

議案第 12 号

笛吹市働く婦人の家条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号

笛吹市働く婦人の家条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 14 号

笛吹市働く婦人の家運営委員会規則の一部を改正する規則について

7 その他

8 閉会

次回定例教育委員会 令和 2 年 9 月 3 日(木)
午後 2 時～ 市民窓口館 302・303 会議室

議案第8号（8月）

笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業実施要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和2年 笛吹市教育委員会告示第 号) 笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業実施要綱
趣旨 目的	児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着、学習意欲の向上を図るため、学力向上支援スタッフを公立小中学校へ追加配置することに必要な事項を定める。
概要	新型コロナウイルス感染症対策の強化を図りつつ、臨時休業中の未指導分の補習等の実施など子供たちの学びの保障をサポートするため、学力向上支援スタッフを公立小中学校へ配置する。
経過	文部科学省の令和2年度第2次補正予算で学習保障に必要な人的体制の強化として学習指導員(学力向上支援スタッフ)の追加配置するための補助事業が打ち出され、感染症対策を講じながら最大限子供たちの学びを保障するため、この事業を活用することとなった。
関係 法令	学力向上支援スタッフ追加配置事業費補助金交付要綱(山梨県) 笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業における職員設置要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第 号)
予算 措置	令和2年度9月補正予算計上予定(48,677千円)
その他	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業実施要綱

(目的)

第 1 条 笛吹立小中学校(以下「小中学校」という。)に新型コロナウイルス感染症対策の強化を図りつつ、臨時休業中の未指導分の補習等の実施など子供たちの学びの保障をサポートするため、学力向上支援スタッフ(以下「支援スタッフ」という。)を追加配置することにより、児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着、学習意欲の向上を図ることを目的とする。

(配置の対象となる学校)

第 2 条 教育長は、次に掲げる小中学校に支援スタッフを配置することができる。

(1) 校内事情等により学習支援に係る人的配置を特に必要とする学校

(2) 支援スタッフの追加配置の必要性について特に認める学校

(職務)

第 3 条 支援スタッフは、配置される小中学校の教育計画のもとに、校長の監督を受け、児童生徒の学習支援に関する職務を行う。主な職務の内容については、山梨県が定める学力向上支援スタッフ追加配置事業実施要領によるものとする。

(配置の期間)

第 4 条 支援スタッフの配置は、年度を単位とする。

(小中学校の責務)

第 5 条 支援スタッフの配置を受けた小中学校は、次の各号に掲げることに取り組むものとする。

(1) 支援スタッフの効果的な運用に向けた校内組織づくり

(2) 本事業の成果の根拠となるデータ、記録の収集、分析等

(配置の決定)

第 6 条 教育長は、管下の小中学校のうち、支援スタッフを配置する必要があると認める学校に、予算の範囲内で支援スタッフの配置を

決定するとともに、当該小中学校に通知するものとする。

(報告)

第7条 支援スタッフは、勤務出勤状況報告書(様式第1号)を毎月、校長に提出するものとする。

2 支援スタッフの配置を受けた校長は、当該支援スタッフの勤務状況について、勤務実績報告書(様式第2号)を毎月、教育長に提出するものとする。

(連絡調整担当者)

第8条 支援スタッフの配置を受けた小中学校は、支援スタッフの職務やそのことにかかる教育委員会との連絡調整が円滑に行われるようにするため、連絡調整担当者を置くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援スタッフの取扱いに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年8月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた手続きについては、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市立 学校校長 様

笛吹市立 学校学力向上支援スタッフ 印

勤務出勤状況報告書

月分の出勤状況を次のとおり報告します。

勤務	曜日	勤務内容	時間数(時間)
1日			
2日			
3日			
4日			
5日			
6日			
7日			
8日			
9日			
10日			
11日			
12日			
13日			
14日			
15日			
16日			
17日			
18日			
19日			
20日			
21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			
31日			
計			

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

様

笛吹市立

学校校長



勤務実績報告書

月分の勤務実績を次のとおり報告します。

職員番号		氏名	
勤務	曜日	勤務内容	時間数(時間)
1日			
2日			
3日			
4日			
5日			
6日			
7日			
8日			
9日			
10日			
11日			
12日			
13日			
14日			
15日			
16日			
17日			
18日			
19日			
20日			
21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			
31日			
計			

累積時間数	
-------	--

議案第9号（8月）

笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業における職員設置要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和 2 年 笛吹市教育委員会告示第 号) 笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱
趣旨 目的	笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業において、支援スタッフの任用、報酬、勤務時間その他の条件等について必要な事項を定める。
概要	新型コロナウイルス感染症対策の強化を図りつつ、臨時休業中の未指導分の補習等の実施など子供たちの学びの保障をサポートするため、公立小中学校へ配置する学力向上支援スタッフの任用、報酬、勤務時間その他の条件等を定める。
経過	文部科学省の令和 2 年度第 2 次補正予算で学習保障に必要な人的体制の強化として学習指導員(学力向上支援スタッフ)の追加配置するための補助事業が打ち出され、感染症対策を講じながら最大限子供たちの学びを保障するため、この事業を活用することとなった。
関係 法令	地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 学向上支援スタッフ追加配置事業費補助金交付要綱(山梨県) 笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業(令和 2 年笛吹市教育委員会告示第 号)
予算 措置	令和 2 年度 9 月補正予算計上予定(48,677 千円)
その他	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業における職員設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業における職員
設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業実施要綱(令和 2 年笛吹市教育委員会告示第 号)において、学力支援等に当たる学力向上支援スタッフ(以下「支援スタッフ」という。)の任用、報酬、勤務時間その他の条件等に関し、必要事項を定めるものとする。

(身分)

第 2 条 支援スタッフは、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員とする。

(任用)

第 3 条 支援スタッフの任用は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 教育職員免許状を所有している者

(2) その他笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が支援スタッフとしてふさわしいと認めた者

(任用期間)

第 4 条 支援スタッフの任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育委員会が定めるものとする。

(公務災害の補償)

第 5 条 支援スタッフの公務上の災害又は通勤による災害については労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 3 条第 2 項の規定により補償する。

(職務の随行)

第 6 条 支援スタッフは、その職務の随行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、校長の指示に従うものとする。

(勤務日等の割振り)

第 7 条 支援スタッフの勤務日及び勤務時間は、校長が定めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 支援スタッフの報酬及び手当及び費用弁償については、笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年笛吹市条例第 27 号)の定めるところによる。

2 前項の報酬の額は、教育職員免許状を所有している者は 1 時間当たり 2,780 円、教育職員免許状を所有しない者は 1 時間当たり 1,200 円とし、その支給方法は、原則として一般職の職員の例による。

3 報酬の支給に当たっては、支援スタッフが配置されている校長から提出される笛吹市学力向上支援スタッフ追加配置事業実施要綱(令和 2 年笛吹市教育委員会告示第●号)第 7 条第 2 項に規定する勤務実績報告書(様式第 2 号)により支給する。

(損害賠償の義務)

第 9 条 支援スタッフは、職務の遂行に当たって、故意又は重大な過失により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、支援スタッフの取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた手続きについては、同日後もなおその効力を有する。

議案第10号（8月）

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和2年 笛吹市教育委員会告示第 号) 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱
趣旨 目的	新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教職員の業務をサポートするため、スクール・サポート・スタッフを公立小中学校へ配置するために必要な事項を定める。
概要	笛吹立小中学校に新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教職員の業務をサポートし、教職員が子供の学びの保障に注力できるよう、スクール・サポート・スタッフを公立小中学校へ配置する。
経過	文部科学省の令和2年度第2次補正予算で、教職員が子供の学びの保障に注力できるよう、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教職員の業務をサポートするために必要な人的体制の強化としてスクール・サポート・スタッフを配置するための補助事業が打ち出され、感染症対策を講じながら、教職員が授業に注力できる人員体制を整備するため、この事業を活用することとなった。
関係 法令	スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金交付要綱(山梨県) 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱 (令和2年笛吹市教育委員会告示第 号)
予算 措置	令和2年度9月補正予算計上予定(6,535千円)
その他	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱

(目的)

第 1 条 笛吹立小中学校(以下「小中学校」という。)に新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教職員の業務をサポートするため、スクール・サポート・スタッフ(以下「スタッフ」という。)を配置し、教職員が授業に注力できる体制を整備することを目的とする。

(配置の対象となる学校)

第 2 条 教育長は、次に掲げる小中学校にスタッフを配置することができる。

- (1) 教職員が授業に注力できるよう、教職員の業務を補助するスタッフの配置を特に必要とする学校
- (2) スタッフ配置の必要性について特に認める学校

(職務)

第 3 条 スタッフは、配置される小中学校の教育計画のもとに、校長の監督を受け、教職員の業務を補助する職務を行う。主な職務の内容については、山梨県が定めるスクール・サポート・スタッフ配置事業実施要領によるものとする。

(配置の期間)

第 4 条 スタッフの配置は、年度を単位とする。

(小中学校の責務)

第 5 条 スタッフの配置を受けた小中学校は、次の各号に掲げることに取り組むものとする。

- (1) スタッフの効果的な運用に向けた校内組織づくり
- (2) 本事業の成果の根拠となるデータ、記録の収集、分析等

(配置の決定)

第 6 条 教育長は、管下の小中学校のうち、スタッフを配置する必要があると認める学校に、予算の範囲内でスタッフの配置を決定するとともに、当該小中学校に通知するものとする。

(報告)

第 7 条 スタッフは、勤務出勤状況報告書(様式第 1 号)を毎月、校長に提出するものとする。

2 スタッフの配置を受けた校長は、当該スタッフの勤務状況について、勤務実績報告書(様式第 2 号)を毎月、教育長に提出するものとする。

(連絡調整担当者)

第 8 条 スタッフの配置を受けた小中学校は、スタッフの職務が円滑に実施できるよう、連絡調整担当者を置くものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、スタッフの取扱いに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた手続きについては、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市立 学校校長 様

笛吹市立 スクール・サポート・スタッフ 印

勤務出勤状況報告書

月分の出勤状況を次のとおり報告します。

勤務	曜日	勤務内容	時間数(時間)
1日			
2日			
3日			
4日			
5日			
6日			
7日			
8日			
9日			
10日			
11日			
12日			
13日			
14日			
15日			
16日			
17日			
18日			
19日			
20日			
21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			
31日			
計			

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

様

笛吹市立

学校校長



勤務実績報告書

月分の勤務実績を次のとおり報告します。

職員番号		氏名	
勤務	曜日	勤務内容	時間数(時間)
1日			
2日			
3日			
4日			
5日			
6日			
7日			
8日			
9日			
10日			
11日			
12日			
13日			
14日			
15日			
16日			
17日			
18日			
19日			
20日			
21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			
31日			
計			

累積時間数

議案第11号（8月）

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和2年 笛吹市教育委員会告示第 号) 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱
趣旨 目的	笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業において、スタッフの任用、報酬、勤務時間その他の条件等について必要な事項を定める。
概要	新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教職員の業務をサポートし、教職員が子供の学びの保障に注力できるよう、スクール・サポート・スタッフを公立小中学校へ配置するスクール・サポート・スタッフの任用、報酬、勤務時間その他の条件等を定める。
経過	文部科学省の令和2年度第2次補正予算で、教職員が子供の学びの保障に注力できるよう、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教職員の業務をサポートするために必要な人的体制の強化としてスクール・サポート・スタッフを配置するための補助事業が打ち出され、感染症対策を講じながら、教職員が授業に注力できる人員体制を整備するため、この事業を活用することとなった。
関係 法令	地方公務員法(昭和25年法律第261号) スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金交付要綱(山梨県) 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第 号)
予算 措置	令和2年度9月補正予算計上予定(6,535千円)
その他	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における
職員設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱(令和 2 年笛吹市教育委員会告示第 号)において、教職員の業務のサポートに当たるスクール・サポート・スタッフ(以下「スタッフ」という。)の任用、報酬、勤務時間その他の条件等に関し、必要事項を定めるものとする。

(身分)

第 2 条 スタッフは、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員とする。

(任用)

第 3 条 笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、スタッフとしてふさわしいと認めた者を任用する。

(任用期間)

第 4 条 スタッフの任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育委員会が定めるものとする。

(公務災害の補償)

第 5 条 スタッフの公務上の災害又は通勤による災害については労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 3 条第 2 項の規定により補償する。

(職務の随行)

第 6 条 スタッフは、その職務の随行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、校長の指示に従うものとする。

(勤務日等の割振り)

第 7 条 スタッフの勤務日及び勤務時間は、校長が定めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 スタッフの報酬及び手当及び費用弁償については、笛吹市会

計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年笛吹市条例第 27 号)の定めるところによる。

- 2 報酬の支給に当たっては、スタッフが配置されている校長から提出される笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱(令和 2 年笛吹市教育委員会告示第●号)第 7 条第 2 項に規定する勤務実績報告書(様式第 2 号)により支給する。

(損害賠償の義務)

- 第 9 条 スタッフは、職務の遂行に当たって、故意又は重大な過失により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

- 第 10 条 この要綱に定めるもののほか、スタッフの取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた手続きについては、同日後もなおその効力を有する。

議案第12号（8月）

笛吹市働く婦人の家条例の一部を改正する条例について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(平成 16 年 笛吹市条例第 161 号) 笛吹市働く婦人の家条例の一部を改正する条例
趣旨 目的	笛吹市働く婦人の家に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行う。
概要	笛吹市働く婦人の家は、今まで市で管理していたが、他の八代地区の集会施設と一括して指定管理者制度を導入することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上や経費削減等を図る。
経過	概要に同じ。
関係 法令	笛吹市働く婦人の家条例施行規則(平成 16 年笛吹市規則第 99 号) 笛吹市働く婦人の家運営委員会規則(平成 16 年笛吹市規則第 100 号)
予算 措置	令和 2 年度当初予算額 2,718 千円
その他	

議案第 号

笛吹市働く婦人の家条例の一部改正について

笛吹市働く婦人の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市働く婦人の家条例の一部を改正する条例

笛吹市働く婦人の家条例(平成16年笛吹市条例第161号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 指定管理者の指定手続等については、笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年笛吹市条例第28号)によるものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条の2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 働く婦人の家の維持管理及び運営に関する業務
- (2) 働く婦人の家の利用許可に関する業務
- (3) 働く婦人の家及び設備器具の維持保全に関する業務
- (4) 働く婦人の家に関する保守業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が必要と認める業務

第4条(見出しを含む。)中「業務」を「事業」に改める。

第5条中「、専任指導員」を削る。

第6条第1項第3号中「館長」を「市長」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 市長又は指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時に休館日を定め、又は休館日に事業を行うことができる。

第7条第2項中「館長は、特別に」を「市長又は指定管理者は、特に」に改め、「前項の」の次に「規定にかかわらず」を加える。

第8条及び第9条中「館長」を「市長又は指定管理者」に改める。

第10条中「市長」の次に「又は指定管理者」を加え、「認めた」を「認める」に改める。

第11条第1項中「、別表第2及び別表第3」を「及び別表第2」に改め、第2項及び第3項を削る。

第11条の次に次の3条を加える。

(利用料)

第11条の2 前条の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合においては、利用者は、指定管理者に働く婦人の家の利用に係る料金(以下「利用料」という。)を納入しなければならない。

2 利用料は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定めるものとする。

3 市長は、利用料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(使用料又は利用料の不還付)

第11条の3 既納の使用料又は利用料は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときには、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設等の管理上特に必要があるため、市長又は指定管理者が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰すことのできない理由により、利用することができなくなったとき。

(使用料又は利用料の減免)

第11条の4 市長又は指定管理者は、次に掲げるときは、前条の使用料又は利用料を減額し、又は、免除することができる。

(1) 市内に在住する女性労働者及び勤労者家庭の主婦並びに市内の事業所に勤務する女性労働者が利用するとき。

(2) 別表第3に該当するとき。

(3) その他市長又は指定管理者が特に認めたとき。

第12条の次に次の1条を加える。

(秘密保持義務)

第12条の2 指定管理者及び管理業務に従事している者は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては笛吹市個人情報保護条例(平成16年笛吹市条例第11号)の規定を遵守し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び管理業務に従事している者は、当該施設の管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了した後又は管理業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

第13条に次の1項を加える。

2 第3条第1項ただし書の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にお

いては、この条例の定めるもののほか必要な事項は、市と指定管理者が協定で定めるものとする。

別表第3中「第11条」を「第11条の4」に改める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

提案理由

笛吹市働く婦人の家に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

(新)

別表第3(第11条の4関係)

減免適用表

免除の割合	減免が適当な団体・組織
全額免除	・市及び市教育委員会が主催又は共催する事業 ・市区長会が行う事業(担当課からの申請に限る。) ・市消防団の事業(担当課からの申請に限る。) ・市内小・中学校が行う事業 ・市老人団体が市民を対象にした行事等(担当課の申請に限る。) ・市子供クラブ又は育成会等の事業 ・市各地区保育所連合会及び各保育所が主催する行事等(担当課の申請に限る。) ・市行政区や自治会が公共又は公益を目的とする事業 ・その他市長が特に必要があると認めるもの
減額(7割)	・市スポーツ少年団が行う事業や活動等
減額(5割)	・市文化協会連合会及び所属組織が主催する大会又は総会等の事業 ・市体育協会(所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業 ・市各地区公民館等に所属する団体等の日常の活動 ・市外の小・中学校が教育課程に基づく教育活動として行う事業 ・県に所在する高等学校の練習(学校長からの申請に限る。) ・市内の障害者により文化振興の場としての使用 ・その他市長が特に必要があると認められるもの

(旧)

別表第3(第11条 関係)

減免適用表

免除の割合	減免が適当な団体・組織
全額免除	・市及び市教育委員会が主催又は共催する事業 ・市区長会が行う事業(担当課からの申請に限る。) ・市消防団の事業(担当課からの申請に限る。) ・市内小・中学校が行う事業 ・市老人団体が市民を対象にした行事等(担当課の申請に限る。) ・市子供クラブ又は育成会等の事業 ・市各地区保育所連合会及び各保育所が主催する行事等(担当課の申請に限る。) ・市行政区や自治会が公共又は公益を目的とする事業 ・その他市長が特に必要があると認めるもの
減額(7割)	・市スポーツ少年団が行う事業や活動等
減額(5割)	・市文化協会連合会及び所属組織が主催する大会又は総会等の事業 ・市体育協会(所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業 ・市各地区公民館等に所属する団体等の日常の活動 ・市外の小・中学校が教育課程に基づく教育活動として行う事業 ・県に所在する高等学校の練習(学校長からの申請に限る。) ・市内の障害者により文化振興の場としての使用 ・その他市長が特に必要があると認められるもの

笛吹市働く婦人の家条例(平成16年笛吹市条例第161号)新旧対照表

改正案	現行
(管理) 第3条 笛吹市働く婦人の家(以下「働く婦人の家」という。)は、市が管理する。<u>ただし、法人その他の団体があって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>にこれを行わせることができる。 2 <u>指定管理者の指定手続等については、笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年笛吹市条例第28号)によるものとする。</u> <u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u> 第3条の2 <u>指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>働く婦人の家の維持管理及び運営に関する業務</u> (2) <u>働く婦人の家の利用許可に関する業務</u> (3) <u>働く婦人の家及び設備器具の維持保全に関する業務</u> (4) <u>働く婦人の家に関する保守業務</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が必要と認める業務</u> (事業)	(管理) 第3条 笛吹市働く婦人の家(以下「働く婦人の家」という。)は、市が管理する。<u>ただし、市長は、必要に応じ働く婦人の家の管理を他の公共的機関に委託することができるとする。</u> 2 <u>前項ただし書の規定により委託できる事務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>利用の許可に関すること。</u> (2) <u>施設及び設備器具の維持保全に関すること。</u> (3) <u>その他管理に関し市長が必要と認める事項</u> [新設] (業務)

第4条 働く婦人の家は、次に掲げる<u>事業</u>を行う。 (1)～(6) (略) (7) 前各号に掲げるもののほか、女性労働者及び勤労家庭の福祉を増進するために必要な<u>事業</u> (職員) 第5条 働く婦人の家に館長、<u>専任指導員</u>その他必要な職員を置く。 (休館日) 第6条 働く婦人の家の休館日は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) その他<u>館長</u>が必要と認める日 2 <u>市長又は指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時に休館日を定め、又は休館日に事業を行うことができる。</u> (利用時間) 第7条 (略) 2 <u>市長又は指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず利用時間を変更することができる。</u> (利用の許可) 第8条 働く婦人の家を利用しようとする者は、あらかじめ<u>市長又は指定管理者</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>市長又は指定管理者は、前項の規定により利用の許可を受けようとする</u>	第4条 働く婦人の家は、次に掲げる<u>業務</u>を行う。 (1)～(6) (略) (7) 前各号に掲げるもののほか、女性労働者及び勤労家庭の福祉を増進するために必要な<u>業務</u> (職員) 第5条 働く婦人の家に館長、<u>専任指導員</u>その他必要な職員を置く。 (休館日) 第6条 働く婦人の家の休館日は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) その他<u>館長</u>が必要と認める日 2 <u>前項の規定にかかわらず、館長は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更することができる。</u> (利用時間) 第7条 (略) 2 <u>館長は、特別に</u> 必要があると認めるときは、前項の _____ 利用時間を変更することができる。 (利用の許可) 第8条 働く婦人の家を利用しようとする者は、あらかじめ<u>館長</u> _____ の許可を受けなければならない。 2 <u>館長</u> _____ は、前項の規定により利用の許可を受けようとする
---	---

る者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。 (1)～(4) (略) (条件) 第9条 <u>市長又は指定管理者</u>は、前条第1項の規定により利用を許可する場合において、条件を付することができる。 (許可の取消し等) 第10条 市長 <u>又は指定管理者</u>は、働く婦人の家の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。 (1)～(4) (略) (5) その他市長 <u>又は指定管理者</u>が必要と<u>認める</u>とき。 (使用料) 第11条 利用者は、当該許可を受けた際、別表第1及び別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。 2 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>利用者の責めに帰すことのできない理由により、利用することができなくなったとき。</u> (2) <u>利用期日前30日までに利用の許可の取消しを申し出たとき。</u>	る者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。 (1)～(4) (略) (条件) 第9条 <u>館長</u>は、前条第1項の規定により利用を許可する場合において、条件を付することができる。 (許可の取消し等) 第10条 市長 <u>は</u>、働く婦人の家の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。 (1)～(4) (略) (5) その他市長 <u>が必要と認めた</u>とき。 (使用料) 第11条 利用者は、当該許可を受けた際、別表第1、別表第2及び別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。 2 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>利用者の責めに帰すことのできない理由により、利用することができなくなったとき。</u> (2) <u>利用期日前30日までに利用の許可の取消しを申し出たとき。</u>
---	--

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市内に在住する女性労働者及び勤労者家庭の主婦並びに市内の事業所に勤務する女性労働者が利用するとき。

(2) 別表第3に該当するとき。

(3) その他市長が特に認めたとき。

[新設]

[新設]

(利用料)

第11条の2 前条の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合においては、利用者は、指定管理者に働く婦人の家の利用に係る料金(以下「利用料」という。)を納入しなければならない。

2 利用料は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定めるものとする。

3 市長は、利用料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(使用料又は利用料の不還付)

第11条の3 既納の使用料又は利用料は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設等の管理上特に必要があるため、市長又は指定管理者が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰すことのできない理由により、利用することができなくなったとき。

<u>(使用料又は利用料の減免)</u> 第11条の4 市長又は指定管理者は、次に掲げるときは、前条の使用料又は利用料を減額し、又は、免除することができる。 (1) 市内に在住する女性労働者及び勤労者家庭の主婦並びに市内の事業所に勤務する女性労働者が利用するとき。 (2) 別表第3に該当するとき。 (3) その他市長又は指定管理者が特に認めたとき。	[新設]
<u>(秘密保持義務)</u> 第12条の2 指定管理者及び管理業務に従事している者は、個人情報を集し、保管し、又は利用するに当たっては<u>笛吹市個人情報保護条例(平成16年笛吹市条例第11号)の規定を遵守し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。</u> 2 指定管理者及び管理業務に従事している者は、当該施設の管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。<u>指定管理者の指定の期間が満了した後又は管理業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。</u>	[新設]
<u>(委任)</u> 第13条 (略) 2 第3条第1項ただし書の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合においては、この条例の定めるもののほか必要な事項は、市と指定管理者が協定で定めるものとする。	(委任) 第13条 (略) [新設]

議案第13号（8月）

笛吹市働く婦人の家条例施行規則の
一部を改正する規則について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(平成 16 年 笛吹市規則第 99 号) 笛吹市働く婦人の家条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	笛吹市働く婦人の家に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行う。
概要	笛吹市働く婦人の家に指定管理者制度を導入することにより、第 2 条及び第 3 条中「館長」を「市長又は指定管理者」に改め、第 5 条中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。
経過	概要に同じ。
関係 法令	笛吹市働く婦人の家条例(平成 16 年笛吹市条例第 161 号) 笛吹市働く婦人の家運営委員会規則(平成 16 年笛吹市規則第 100 号)
予算 措置	令和 2 年度当初予算額 2,718 千円
その他	

笛吹市働く婦人の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

笛吹市長

笛吹市規則第 号

笛吹市働く婦人の家条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市働く婦人の家条例施行規則(平成16年笛吹市規則第99号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「館長」を「市長又は指定管理者」に改める。

第5条中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

様式第2号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

(新)

様式第2号(第2条関係)

働く婦人の家利用許可書

受 付	年 月 日
番 号	第 号

利 用 月 日			年 月 日から 月 日まで	
利 用 時 間			午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後 で	
利用する施設及び備品				
利用目的及び内容				
予 定 人 員				
利 用 責 任 者			TEL	
使 用 料	※ 申込者において記入しないこと。	無 料		
		有 料	基 本 使 用 料	円
			料	円
			冷暖房使用料	円
			計	円
申 請 年 月 日			年 月 日	
申 請 者 住 所				
申 請 者 氏 名			— TEL	

申請書のとおり働く婦人の家の利用を許可する。

年 月 日

笛吹市長

(旧)

様式第2号(第2条関係)

働く婦人の家利用許可書

受 付	年 月 日
番 号	第 号

利 用 月 日			年 月 日から 月 日まで	
利 用 時 間			午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後 で	
利用する施設及び備品				
利用目的及び内容				
予 定 人 員				
利 用 責 任 者			TEL	
使 用 料	※ 申込者に おいて記 入しない こと。	無 料		
		有 料	基 本 使 用 料	円
			料	円
			冷暖房使用料	円
			計	円
申 請 年 月 日			年 月 日	
申 請 者 住 所				
申 請 者 氏 名			TEL	

申請書のとおり働く婦人の家の利用を許可する。

年 月 日

笛吹市長

笛吹市働く婦人の家条例施行規則(平成16年笛吹市規則第99号)新旧対照表

改正案	現行
(利用の申請等) 第2条 笛吹市働く婦人の家(以下「働く婦人の家」という。)を利用しようとする者は、利用しようとする日の3日前までに働く婦人の家利用許可申請書(様式第1号)を市長又は指定管理者に提出しなければならない。 い。 2 前項の規定にかかわらず、利用しようとする者に特別の事情があると市長又は指定管理者が認めるときは、利用しようとする者は、利用の当日まで前項の申請書を提出することができる。 3 市長又は指定管理者は、働く婦人の家の利用を認めるときは、働く婦人の家利用許可書(様式第2号)を申請者に交付し、許可しないときは、申請者にその旨を通知しなければならない。 (利用方法) 第3条 働く婦人の家の利用者は、利用の際に利用許可書を提示し、市長又は指定管理者の指示に従って利用しなければならない。 (届出) 第5条 働く婦人の家の施設又は施設器具を破損し、又は滅失した者は、速やかに市長又は指定管理者に届け出なければならない。	(利用の申請等) 第2条 笛吹市働く婦人の家(以下「働く婦人の家」という。)を利用しようとする者は、利用しようとする日の3日前までに働く婦人の家利用許可申請書(様式第1号)を館長に提出しなければならない。 い。 2 前項の規定にかかわらず、利用しようとする者に特別の事情があると館長が認めるときは、利用しようとする者は、利用の当日まで前項の申請書を提出することができる。 3 館長は、働く婦人の家の利用を認めるときは、働く婦人の家利用許可書(様式第2号)を申請者に交付し、許可しないときは、申請者にその旨を通知しなければならない。 (利用方法) 第3条 働く婦人の家の利用者は、利用の際に利用許可書を提示し、館長の指示に従って利用しなければならない。 (届出) 第5条 働く婦人の家の施設又は施設器具を破損し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出なければならない。

議案第14号（8月）

笛吹市働く婦人の家運営委員会規則
の一部を改正する規則について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(平成 16 年 笛吹市規則第 100 号) 笛吹市働く婦人の家運営委員会規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	笛吹市働く婦人の家に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行う。
概要	笛吹市働く婦人の家に指定管理者制度を導入することにより、第 6 条第 2 項中「当該施設勤務の命を受けた」を「館長が指名する」に改める。
経過	概要に同じ。
関係 法令	笛吹市働く婦人の家条例(平成 16 年笛吹市条例第 161 号) 笛吹市働く婦人の家条例施行規則(平成 16 年笛吹市規則第 99 号)
予算 措置	令和 2 年度当初予算額 2,718 千円
その他	

笛吹市働く婦人の家運営委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

笛吹市長

笛吹市規則第 号

笛吹市働く婦人の家運営委員会規則の一部を改正する規則

笛吹市働く婦人の家運営委員会規則(平成16年笛吹市規則第100号)の一部を
次のように改正する。

第6条第2項中「当該施設勤務の命を受けた」を「館長が指名する」に改める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

笛吹市働く婦人の家運営委員会規則(平成16年笛吹市規則第100号)新旧対照表

改正案	現行
(幹事及び書記) 第6条 (略) 2 幹事は働く婦人の家の館長が、書記は館長が指名する職員 が行うものとする。 3 (略)	(幹事及び書記) 第6条 (略) 2 幹事は働く婦人の家の館長が、書記は当該施設勤務の命を受けた職員 が行うものとする。 3 (略)